

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（昭和 42 年岩手県医療局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
(支給額)	(支給額)																						
<p>第 3 条 前条第 1 項に規定する職を占める職員のうち、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第 2 項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第 2 の給料の特別調整額欄に定める額とする。</p> <p>2 前条第 1 項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第 3 の給料の特別調整額欄に定める額（医療局企業職員就業規則（昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 13 号）第 23 条第 2 項に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数と、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <p>1 行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">給料の特別調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 級</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 種</td> <td style="text-align: center;">50,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	区 分	給料の特別調整額	[略]			6 級	[略]		5 種	50,500 円	<p>第 3 条 前条第 1 項に規定する職を占める職員のうち、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第 2 項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第 2 の給料の特別調整額欄に定める額（<u>医療局企業職員就業規則（昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 13 号）第 23 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u>）とする。</p> <p>2 前条第 1 項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第 3 の給料の特別調整額欄に定める額（医療局企業職員就業規則第 23 条第 3 項に規定する再任用短時間勤務職員にあってはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額</u>）とする。</p> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <p>1 行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">給料の特別調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 級</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 種</td> <td style="text-align: center;">50,500 円。<u>ただし、事務局長にあっては、58,900 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	区 分	給料の特別調整額	[略]			6 級	[略]		5 種	50,500 円。 <u>ただし、事務局長にあっては、58,900 円</u>
職務の級	区 分	給料の特別調整額																					
[略]																							
6 級	[略]																						
	5 種	50,500 円																					
職務の級	区 分	給料の特別調整額																					
[略]																							
6 級	[略]																						
	5 種	50,500 円。 <u>ただし、事務局長にあっては、58,900 円</u>																					

[略]
[略]

2～4 [略]

別表第3（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
[略]		
6 級	[略]	
	5 種	38,500 円
	[略]	
[略]		

2・3 [略]

[略]
[略]

2～4 [略]

別表第3（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
[略]		
6 級	[略]	
	5 種	38,500 円。 <u>ただし、事務局 長にあつては、45,000 円</u>
	[略]	
[略]		

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。